

# 岐阜県公報

第 三 十 八 号  
令 和 元 年 九 月 十 三 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 規 則

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
 岐阜県自立支援医療に関する規則の一部を改正する規則  
 岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

(危機管理政策課) 二二五  
 (障害福祉課) 二二六  
 (出納管理課) 二二七

### 告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定取消  
 保安林に指定する予定である旨の通知  
 水源地域の指定  
 水源地域の指定の解除  
 道路の供用開始

(税 務 課) 二二七  
 (治 山 課) 二二七  
 (同) 二二七  
 (同) 二二八  
 (道路維持課) 二二八

### 公 示

土地改良区の定款の変更認可

(揖斐農林事務所) 二三八

## 規 則

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十五号

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則(平成二十六年岐阜県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 国立大学法人又は大学共同利用機関法人が設置する天体又は宇宙線の観測施設に  
 おいて行う業務

第五条第一項中「登山届(別記様式)」を「同項各号に掲げる事項を記載した書面」  
 に、「岐阜県危機管理部防災課」を「岐阜県危機管理部危機管理政策課」に、「防災課等」  
 を「危機管理政策課等」に、「又は活火山地区」を「若しくは活火山地区」に改め、同  
 条第三項及び第四項中「防災課等」を「危機管理政策課等」に改める。

別記様式を削る。

### 附 則

この規則は、令和元年十二月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定及び別記  
 様式を削る改正規定は、公布の日から施行する。

岐阜県自立支援医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十六号

岐阜県自立支援医療に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県自立支援医療に関する規則（平成十八年岐阜県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「自立支援医療受給者証等記載事項変更届」を「自立支援医療（精神通院医療）受給者証等記載事項変更届」に改める。

第五条中「自立支援医療受給者証再交付申請書」を「自立支援医療（精神通院医療）受給者証再交付申請書」に改める。

別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第2条関係)

自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書

※印は下記参照

申請区分 ※1		1.新規 2.再認定 3.変更(自己負担限度額・指定医療機関・都道府県間住所) ※1 4.医療機関追加															
障害者・児	フリガナ 受診者氏名	姓	名	性別	1男・2女	年齢	歳	生年月日	年	月	日						
	受診者住所	岐阜県						アパート等									
	電話番号	-						郵便番号	-								
	個人番号																
保護者(受診者が18歳未満の場合記入)	フリガナ 保護者氏名	姓	名	受診者との関係(続柄)													
	保護者住所 ※2	岐阜県						アパート等									
	電話番号 ※2	-						郵便番号 ※2	-								
	保護者個人番号																
負担額に関する事項	受診者の被保険者証の記号及び番号					保険の種類(○印)	1.社保本人 2.社保家族 3.国保一般 4.国保退職本人 5.国保退職家族 6.生保 7.後期高齢 8.その他										
	保険者名																
	受診者と同一保険の加入者																
	受診者と同一保険の加入者個人番号																
	該当する所得区分(○印)	1.生保 2.低1 3.低2 4.中間1 5.中間2 6.一定以上						重度かつ継続(○印)	1.該当 2.非該当								
診断書の添付(○印) ※3	1.有		既存の受給者証の番号 ※4					既存の受給者証の有効期限 ※4	年	月	日						
	2.無(治療方針の変更なし)		既存の手帳の番号 ※5					既存の手帳の有効期限 ※5	年	月	日						
受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局・訪問看護事業者を含む。)	医療機関番号												医療機関名		所在地		
	病院・診療所																
	薬局																
	訪問看護事業者																
	※6																
※6																	
上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。																	
年 月 日																	
申請者氏名(受診者氏名。受診者が18歳未満の場合は、保護者氏名)																	
岐阜県精神保健福祉センター所長 様 印 ※7 保健所長 様																	

- ※1 該当する申請に○をすること(変更は「自己負担限度額・指定医療機関・都道府県間住所」のいずれかの変更認定の申請の場合)。
- ※2 受診者本人と異なる場合に記入すること。
- ※3 再認定(継続申請)の場合のみ記入。
- ※4 再認定・変更・医療機関追加の方のみ記入すること。
- ※5 精神障害者保健福祉手帳を所有している方のみ記入すること。
- ※6 複数医療機関の指定を希望する場合に記入すること(主治医が受診の必要性を認め、診断書に記載した医療機関であること。)
- ※7 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

----- ここから下の欄には記入しないでください。-----

自治体記入欄

市町村コード			市町村名											
申請受付年月日	年	月	日	進達年月日	年	月	日	認定年月日	年	月	日			
前回所得区分	1.生保	2.低1	3.低2	4.中間1	5.中間2	6.一定以上	重度かつ継続	1.該当 ・ 2.非該当						
今回所得区分	1.生保	2.低1	3.低2	4.中間1	5.中間2	6.一定以上	重度かつ継続	1.該当 ・ 2.非該当						
所得確認方法	1.個人番号 ・ 2.市町村民税課税証明書 ・ 3.市町村民税非課税証明書 ・ 4.標準負担額減額認定証 5.生活保護受給世帯の証明書 ・ 6.その他収入等を証明する書類( )													
診断書の提出	医療用(1年目) ・ 医療用(2年目) ・ 手帳用(1年目) ・ 手帳用(2年目)													
備考				疾患コード				※審査欄	1.承認 ・ 2.不承認					

別記第八号様式 甲

明治・大正・昭和・平成 年 月 日 生 ( 歳 )	年 月 日 生
------------------------------	---------

疾病から現在までの病歴 (推定発病年月、発病 状況、治療の経過等 を記載)	
--	--

疾病から現在までの病歴 (推定発病年月、発病 状況、治療の経過等 を記載)	推定発病時期 年 月 頃
--	--------------

「囲む」や「囲む。」

備考
----

年 月 日	医療機関所在地
名 称	
電 話 番 号	
医師氏名 (自署または記名捺印)	

備考 (自立支援医療機関として他の医療機関での治療の併用が必要な場合、医療機関名及び治療内容等について記述)

年 月 日	医療機関所在地
名 称	
電 話 番 号	
医師氏名 (自署又は記名捺印)	

乙

別記第八号様式 乙 「自立支援医療受給者証等記載事項変更届」や「自立支援医療 (精神通院医療) 受給者証等記載事項変更届」

明治 大正 昭和 平成	年 月 日	年 月 日
----------------------	-------	-------

被保険者証に関する事項 (記号及び番号・保険者名 ・受診者と同一の加入者・ 保険の種類)		
身体障害者手帳・精神障害 者保健福祉手帳番号		

被保険者証に関する事項 (記号及び番号・保険者名 ・受診者と同一の加入者・ 保険の種類)		
---	--	--

自立支援受給者証及び自立支援医療受給者証申請書に記載された事項の変更について、上記のとおり届け出ます。	年 月 日 印	岐阜県知事 様 保健所長 様
届出者氏名		

自立支援受給者証及び自立支援医療受給者証申請書に記載された事項の変更 について、上記のとおり届け出ます。	年 月 日	届出者氏名 (受診者氏名。受診者が18歳未満の場合は、保護者氏名)
		岐阜県精神保健福祉センター所長 様 保健所長 様

別記第八号様式を次のように改める。

第8号様式(第5条関係)

自立支援医療（精神通院医療）受給者証再交付申請書												
障害者・児	フリガナ							性別	生年月日			
	受診者氏名							男・女	年 月 日			
	フリガナ							電話番号				
	受診者住所	岐阜県										
	個人番号											
保護者 (受診者が18歳未満の場合に記入すること。)	フリガナ							受診者との関係(続柄)				
	保護者氏名											
	フリガナ							電話番号※2				
	保護者住所※2											
	個人番号											
自立支援医療費受給者番号												
再交付の理由※3	破損 ・ 汚損 ・ 紛失											
<p>自立支援医療（精神通院）受給者証について、上記の理由により再交付を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名 (受診者氏名。受診者が18歳未満の場合は、保護者氏名)</p> <p style="text-align: right;">印※4</p> <p style="text-align: center;">岐阜県精神保健福祉センター所長 様 保健所長 様</p>												

- ※1 既に交付されている受給者証の破損又は汚損による再交付の申請には、当該受給者証を添付すること。
- ※2 受診者本人と異なる場合に記入すること。
- ※3 該当するものに○をすること。
- ※4 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

岐阜県立総合医療センター

自立支援医療を行うための入院設備の  
定員

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を申請します。

年 月 日  
開設者  
住所  
氏名又は名称  
印  
岐阜県知事 様

自立支援医療を行うための入院設備の定員

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を申請します。  
また、同条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日  
開設者  
住所  
氏名又は名称  
印  
岐阜県知事 様

なお、回診を依頼する医師「第9号様式」の「この様式」に添付し、回診を依頼する医師の氏名、生年月日及び住所

岐阜県立総合医療センター

主として担当する医師の経歴 (別紙1)  
従業員の氏名、生年月日及び住所 (別紙2)、(別紙3)

主として担当する医師の経歴 (別紙)

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を申請します。

年 月 日  
開設者  
住所  
氏名又は名称  
印  
岐阜県知事 様

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を申請します。  
また、同条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日  
開設者  
住所  
氏名又は名称  
印  
岐阜県知事 様

なお、回診を依頼する医師「第9号様式」の「この様式」に添付し、回診を依頼する医師の氏名、生年月日及び住所

岐阜県立総合医療センター

主として担当する医師の経歴 (別紙3)、(別紙4)  
従業員の氏名、生年月日及び住所 (別紙3)

年 月 日  
開設者  
住所  
氏名又は名称  
印  
岐阜県知事 様

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を申請します。  
また、同条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日  
開設者  
住所  
氏名又は名称  
岐阜県知事様  
印

なお、回診が医師三及び医師四と認められる医師十一回診名中

管理業 剤 師 の 氏 名	略 歴	(別紙1)
役員の氏名、生年月日及び住所	(別紙2)、(別紙3)	

管理業 剤 師 の 氏 名	略 歴	(別紙)
---------------	-----	------

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を申請します。

年 月 日  
開設者  
住所  
氏名又は名称  
岐阜県知事様  
印

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を申請します。  
また、同条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号ま

で及び第7号を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日  
開設者  
住所  
氏名又は名称  
岐阜県知事様  
印

なお、回診が医師十一及び医師三と認められる医師十一回診名中

名 称	地 址	千
訪問看護ステーション等	電 話 番 号	
職 員 の 定 数	(別紙1)	
役員の氏名、生年月日及び住所	(別紙2)、(別紙3)	

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を申請します。

年 月 日  
指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者  
指定介護予防サービス事業者  
所在地  
名称  
代表者  
岐阜県知事様  
印

名 称	地 址	千
訪問看護ステーション等	電 話 番 号	
職 員 の 定 数	(別紙)	





年月日

開設者  
住所  
氏名又は名称

岐阜県知事 様

印

なお、回教保健事業法第110条第1項第1号「(別紙1)」を「(別紙)」とし、回教保健事業法第110条第1項第2号「回教保健施設」及び同法第110条第1項第3号「回教保健施設」を回教保健施設とする。

回教保健事業法第110条第1項第1号

管理薬剤師の氏名

役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無

有 ・ 無

管理薬剤師の氏名

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新を申請します。

年月日

開設者  
住所  
氏名又は名称

岐阜県知事 様

印

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新を申請します。

また、同法第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約します。

年月日

開設者

住所  
氏名又は名称

岐阜県知事 様

印

なお、回教保健事業法第110条第1項第1号「(別紙1)」を「(別紙)」とし、回教保健事業法第110条第1項第2号「回教保健施設」及び同法第110条第1項第3号「回教保健施設」を回教保健施設とする。

回教保健事業法第110条第1項第1号

役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無

有 ・ 無

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新を申請します。

年月日

指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者  
指定介護予防サービス事業者  
所在地  
名称  
代表者

岐阜県知事 様

印

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新を申請します。

また、同法第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約します。

年月日

指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者  
指定介護予防サービス事業者  
所在地  
名称  
代表者

岐阜県知事 様

印



「 仮設施設 | 十三川町警察官庁」

「 調剤のために必要な設備及び施設の概要」	(別紙 2)
「 役員の氏名、生年月日及び住所」	(別紙 3)、(別紙 4)
「 調剤のために必要な設備及び施設の概要」	(別紙 2)

「 仮設 | 回診治療室」

備考 「略歴」及び「調剤のために必要な設備及び施設の概要」に関して変更がある場合は、第11号様式における(別紙1)及び(別紙2)を添付すること。

「 管理薬剤師の氏名」	(新) (旧)	略歴	(別紙 1)
「 役員の氏名、生年月日及び住所」	(別紙 2)、(別紙 3)		
「 管理薬剤師の氏名」	(新) (旧)	略歴	(別紙)

「 仮設 | 回診治療室」

備考 「略歴」に関して変更がある場合は、第12号様式における(別紙)を添付すること。

「 訪問看護ステーション等」	名	(新) (旧)
	所在地	(新) 〒 (旧) 〒
「 役員の氏名、生年月日及び住所」	職員の定数	(別紙 1)
		(別紙 2)、(別紙 3)

「 訪問看護ステーション等」	名	(新) (旧)
	所在地	(新) 〒 (旧) 〒
「 職員の定数」		(別紙)

「 仮設 | 回診治療室」(別紙1)から(別紙3)までについて、(別紙)「職員の定数」に関して変更がある場合、(別紙1)から(別紙3)までを用いる、(別紙)を添付すること。

「 訪問看護ステーション等」	名	(新) (旧)
	所在地	(新) 〒 (旧) 〒
「 職員の定数」		(別紙 1)
「 役員の氏名、生年月日及び住所」		(別紙 2)、(別紙 3)

「 訪問看護ステーション等」	名	(新) (旧)
	所在地	(新) 〒 (旧) 〒
「 職員の定数」		(別紙)

「 仮設 | 回診治療室」(別紙1)から(別紙3)までについて、(別紙)「職員の定数」に関して変更がある場合、(別紙1)から(別紙3)までを用いる、(別紙)を添付すること。

「 仮設 | 仮設施設」の要件に準じて

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県自立支援医療に関する規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県自立支援医療に関する規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十七号

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県証紙条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「百分の二・二九九」を「百分の二・三四二」に、「百分の二・〇五七」を「百分の二・〇九六」に改める。

別表三の項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百三三号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

令和元年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取 消 年 月 日
岐阜昭石株式会社	江尾 周子	岐阜市竜田町二丁目四番地	令和元・七・三一

岐阜県告示第二百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市奥飛騨温泉郷中尾字野尻坂二の五(次の図に示す部分に限る。)(二の二〇九、二の二一〇)

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五号

岐阜県水源地域保全条例(平成二十五年岐阜県条例第二十四号)第十三条第一項の規

定により、次のとおり水源地域を指定するので、同条第六項の規定により告示する。

令和元年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

市町村名	指定の区域	縦覧場所
高山市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部治山課 岐阜県飛驒農林事務所及び高山市林政部林務課

〔「水源地域区域図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第二百六号

次のとおり水源地域の指定の解除をするので、岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号）第十三条第八項において準用する同条第六項の規定により告示する。

令和元年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

市町村名	解除する指定の区域	縦覧場所
高山市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部治山課 岐阜県飛驒農林事務所及び高山市林政部林務課

〔「水源地域区域図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年九月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月十三日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

令和元年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
県道	中野方線 七宗方線	恵那市中野方町字野瀬一五三 九番六地先から 同市同町字同 一四七 五番一地先まで	六・三	令和 元・九・三	平成 二六・八・五

公 示

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
揖斐川左岸用水土地改良区	令和元・九・四

編 集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐阜文芸社